

【表4】職員手当の内容

| 区分 | 内容 |
|---------|---|
| 期末・勤勉手当 | 民間のボーナスにあたるもの。年間3.95か月分を支給 |
| 扶養手当 | 配偶者のいる職員に1万3,000円、配偶者以外1人6,500円～1万1,500円を支給 |
| 管理職手当 | ●部長職5万4,800円●次長職4万6,100円 ●課長職3万6,500円 |
| 通勤手当 | 通勤距離が2km以上の職員で車や交通機関利用者は通勤距離などに応じて支給 |
| 住居手当 | 借家は2万7,000円を限度に支給。持ち家は新築から5年までは5,500円、それ以降は4,000円を支給 |
| 特殊勤務手当 | 従事する勤務の特殊性に応じて支給 |
| 時間外勤務手当 | 勤務1時間あたりの給与額に100分の125から100分の160までの割合を乗じた額を支給 |
| 寒冷地手当 | ●扶養親族のある世帯主2万3,360円●扶養親族のない世帯主1万3,060円●そのほか8,800円(11月～3月支給) |

※このほか、地域手当、単身赴任手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、子ども手当、特勤手当、宿日直手当、管理職特別勤務手当があります。

● 職員手当の内容

民間のボーナスにあたる期末・勤勉手当は、3.95か月分が支給されています。この支給割合は、国家公務員と同じ割合になっています。

職員には毎月、給料のほか個々の勤務状況に応じた各種手当が支給されています(表4)。

このうち、部長、次長、課長職の管理職員に支給されている「管理職手当」は、平成16年度から15%を減額しています(表4は減額後の額です)。

職員数の状況

【表5】職員数の状況 (単位:人)

| 区分 | 職員数 | | 増減 |
|----------|------|-------|----|
| | 22年度 | 21年度 | |
| 特別職 | 5 | 5 | 0 |
| 市長部局 | 472 | 464 | 8 |
| 病院 | 241 | 243 | -2 |
| 消防 | 130 | 130 | 0 |
| 水道局 | 53 | 53 | 0 |
| 議会・行政委員会 | 89 | 96 | -7 |
| 再任用職員 | 0 | 0 | 0 |
| 任期付職員 | 2 | 10 | -8 |
| 常勤職員数の計 | 992 | 1,001 | -9 |

※各年度とも、4月1日現在の数値です。

※職員数には、地方公務員の身分を保ちながら、休職している者、他の団体などに派遣されている者を含みます。

職員の総数は毎年、着実に減少しています。

平成22年度は、福祉分野など必要な増員を進めながら、学校用務を委託化するなど、表5のとおり全体で9人の職員が減少しています。最小限の退職者補充や任用期間が1年間で勤務時間が短い非常勤職員の採用など職員定数の適正化を着実に進めています。

勤務時間、勤務条件などの状況

【表6】職員の勤務時間

| 1週間の勤務時間 | 勤務時間などの割り振り | | | |
|----------|-------------|--------|------|------------|
| | 始業 | 終業 | 休憩時間 | 週休日 |
| 38時間45分 | 8時45分 | 17時15分 | 45分 | 土曜日 日曜日 |

※代表的な勤務時間の割り振りです。

【表7】年次有給休暇の取得状況

(平成21年1月1日～12月31日)

| 総付与日数 | 総取得日数 | 全期間在職職員数 | 一人あたりの平均取得日数 |
|---------|--------|----------|--------------|
| 36,023日 | 8,866日 | 938人 | 9.5日 |

※日数は、1年間在職した職員の合計です。

職員の標準的な勤務時間は、表6のとおりです。保育所や環境センターなどは始業・終業時間が異なり、また病院や消防では夜間勤務があります。

年次有給休暇は、新規採用職員を除く職員に1年に20日与えられ、最大20日まで翌年に繰り越すことができます。このほか出産や忌引などの休暇があります。

職員給与などについてのお問い合わせは・・・

総務部職員課人事係

☎(24)0502

市は、これまで給与や手当の適正化、指定管理者制度の導入、業務の民間委託、職員新規採用の抑制などの取組を進めてきました。

この結果、職員数の減少に伴い、人件費は総体的に抑えられ、財政の健全化に大きく寄与しています。

これからも職員数や職員給与とは情勢に応じて見直し、人件費の適正化に取り組みます。今後とも効率的な市役所づくりを進めますのでご理解願います。

職員給与などの状況の詳細は、市ホームページの「市の組織と仕事」・「市の役所の組織」・「総務部」・「職員課」のページをご覧ください。